

**第8回（令和5年度）
一般社団法人 共益型三重県臨床工学技士会
定時総会議案書**

日 時： 令和5年6月25日（日） 午前10時00分～

開催方法： ハイブリッド開催

開催場所： 三重県教育文化会館 第2会議室

〒514-0003 三重県津市桜橋 2-142

プログラム：

10：00～10：45 第8回定時総会

第1号議案 令和4年度事業及び収支決算報告承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画及び収支予算承認の件

第3号議案 令和5年度・6年度役員選任・選定承認の件

第4号議案 名誉会員の推薦承認の件

【特別決議】

第5号議案 定款の一部変更の件

報告事項 定款施行細則追加・変更事項の件

総会審議事項

第1号議案 令和4年度事業及び収支決算報告承認の件

令和4年度事業報告

1. 学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業

【学術部】

- ・令和4年4月24日（日） Web開催
第4回循環器セミナーを開催した。
- ・令和4年5月28日（土） Web開催
第19回患者様のQOLを考える会を開催した。
- ・令和4年6月12日（日） Web開催
第2回三重県臨床工学技士会学術集会を開催した。
- ・令和4年9月25日（土） 現地開催（鈴鹿医療科学大学）
初級心電図セミナーを開催した。
- ・令和4年11月5日（土） ハイブリッド開催（鈴鹿医療科学大学）
第2回熊本県&三重県合同交流会を開催した。
- ・令和5年3月8日（水） Web開催
第18回三重県臨床工学技士会呼吸療法セミナーを開催した。

2. 会報・会誌発行に関する事業

【編集委員会】

- ・令和4年5月 会誌30号を発行した。
- ・令和4年7月 会報59号を発行した。
- ・令和5年1月 会報60号を発行した。
- ・NEWFACE 寄稿会員への謝礼として、当会オリジナルQUOカード（2,000円分）およびセミナー・学会無料券を発行した。

【ホームページ委員会】

- ・Google アナリティクスによりホームページの分析を行った。
- ・Twitter アナリティクスによりツイートの分析を行った。
- ・施設代表者メーリングリストを更新した。
- ・各部門や他団体のセミナー案内をホームページ掲載した。
- ・グラフィックデザインツール（Canva）によりサムネイルを作成し、デザイン向上した。
- ・使用用途が終了したため、動画編集ソフト（PowerDirector）を解約した。
- ・第2回三重県臨床工学技士会学術集会を m3.com を使用し HP 運営を実施した。
- ・掲示板作成した。
- ・トップページに関連リンクを追加した。

3. 組織力強化に関する事業

【組織強化委員会】

- ・令和4年6月
第二回 三重県臨床工学技士会学術集会にて、第一回 臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修（告示研修）に関する調査の結果報告を行い、ホームページにも掲載した。
- ・令和4年7月
第二回 告示研修に関する調査を実施した。
- ・令和4年9月
第二回 告示研修に関する調査の結果をホームページに掲載し報告した。

- ・令和5年2月
告示研の実技研修開催の日時を施設代表者メーリングリストにて報告した。
- ・令和5年2月
会員に告示研修の概要と三重県で開催される実技研修についての案内を郵送した。
- ・令和5年3月
第一回 三重県内施設代表者会議にて告示研修の概要と三重県で開催される実技研修について報告した。

【中部ブロック組織委員会】

- ・令和4年9月13日（火）Web会議
第3回臨時組織委員会へ出席した。
- ・令和4年10月30日（日）ウインク愛知
第22回中部臨床工学会組織委員会議へ出席した。

4. 関連団体との交流に関する事業

【防災対策委員会】

- ・令和4年10月1日（土）
三重県透析研究会と協力し、内閣府主催の令和4年度大規模地震時医療活動訓練に参加した。

【Yボード委員会】

- ・令和4年5月14日（土）～15日（日）ハイブリッド開催
第32回日本臨床工学会「わいY・ボード展示会」へ活動報告ポスターを展示した。
- ・令和4年7月13日（水）Web会議
第2回熊本&三重合同企画交流会（Yボード企画）会議へ出席した。
- ・令和4年8月16日（火）Web会議
第2回熊本&三重合同企画交流会（Yボード企画）会議へ出席した。
- ・令和4年10月18日（火）Web会議
第2回熊本&三重合同企画交流会（Yボード企画）会議へ出席した。
- ・令和4年10月30日（日）ウインク愛知
第22回中部臨床工学会Y・ボード会議へ出席した。
- ・令和4年11月5日（土）ハイブリッド開催
第2回熊本&三重合同交流会（Yボード企画）へ出席した。

5. その他の事業

【選挙管理委員会】

- ・令和5年度・6年度の役員選挙を令和5年2月に行なった。

【理事会・総会】

- ・令和4年度 第1回理事会開催、 令和4年4月21日（木）Web会議
- ・令和4年度 第2回理事会開催、 令和4年5月19日（木）Web会議
- ・第7回（令和4年度）定時総会開催、令和4年6月12日（日）、鈴鹿医療科学大学
- ・令和4年度 第3回理事会開催、 令和4年6月2日（日）Web会議
- ・令和4年度 第4回理事会開催、 令和4年7月21日（木）Web会議
- ・令和4年度 第5回理事会開催、 令和4年9月8日（木）Web会議
- ・令和4年度 第6回理事会開催、 令和4年10月13日（木）Web会議
- ・令和4年度 第7回理事会開催、 令和4年11月17日（木）Web会議
- ・令和4年度 第8回理事会開催、 令和4年12月15日（木）Web会議
- ・令和4年度 第9回理事会開催、 令和5年1月19日（木）Web会議
- ・令和4年度 第10回理事会開催、 令和5年2月16日（木）Web会議
- ・令和4年度 第11回理事会開催、 令和5年3月30日（木）Web会議

【事務局・法人関係】

- ・令和4年度分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出した。

【その他】

- ・第17回全国都道府県代表者会議、Web参加、令和4年5月13日(金)、Web開催
- ・日本臨床工学技士会、第5回都道府県担当者会議、Web参加、令和4年5月15日(日)、茨城県
- ・第32回日本臨床工学技士会および総会、Web参加、令和4年5月14(土)~15日(日)、茨城県
- ・第33回東海透析技術交流会総会・スプリングセミナー、後援、令和4年5月22日(日)、名古屋市
- ・第9回日本体外循環技術医学会東海地方会学術セミナー、後援、令和4年5月28日(土)、静岡県
- ・鈴鹿医療科学大学評議員会、書面議決、令和4年5月30日(月)、メール開催
- ・三重県透析研究会幹事会、出席、令和4年6月2日(火)、Web開催
- ・電波利用連絡推進協議会分科会、出席、令和4年7月7日(木)、Web開催
- ・伊勢地区 透析アミロイド症 Web講演会、後援、令和4年9月13日(火)、Web開催
- ・三重県透析研究会ハンズオンセミナー、講師派遣、労務提供、令和4年9月18日(日)、津市
- ・鈴鹿医療科学大学評議員会、出席、令和4年9月28日(水)、白子キャンパス
- ・第22回中部臨床工学技士会連絡協議会、出席、令和4年10月29日(土)、名古屋市
- ・第22回中部臨床工学技士会組織委員会、出席、令和4年10月30日(日)、名古屋市
- ・令和4年度潜在看護職員復職研修事業、講師派遣、令和4年11月10日(木)、津市
- ・令和4年度潜在看護職員復職研修事業、講師派遣、令和4年11月12日(土)、四日市市
- ・穿刺時の疼痛緩和 Webセミナーin三重、後援、令和4年11月17日(木)、Web開催
- ・第33回東海透析技術交流会学術集会、後援、令和4年11月27日(日)、名古屋市
- ・日臨工正会員名簿不突き合い調査、協力、令和5年1月28日(土)
- ・三重県透析研究会幹事会、出席、令和5年2月2日(木)、Web開催
- ・電波利用連絡推進協議会ワークショップ、ファシリテーター、令和5年2月11日、Web開催
- ・第59回三重県透析研究会学術集会、座長派遣、労務提供、令和5年3月5日(日)、Web開催
- ・鈴鹿医療科学大学卒業式、祝電、令和5年3月10日(金)、鈴鹿市
- ・日臨工法人設立20周年記念事業、出席、令和5年3月11日(土)、東京都
- ・川崎名誉会長「旭日小綬章」受賞祝賀会、出席、令和5年3月11日(土)、東京都
- ・鈴鹿医療科学大学評議員会、出席、令和5年3月29日(水)、白子キャンパス

令和 4年度収支決算報告

一般社団法人 共益型三重県臨床工学技士会

1. 貸借対照表
令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	58,090	7,985	50,105
普通預金	45,855	450,207	△ 404,352
名古屋貯金事務センター	3,228,445	3,319,898	△ 91,453
流動資産合計	3,332,390	3,778,090	△ 445,700
II 負債の部			
1. 流動負債	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	3,332,390	3,778,090	△ 445,700
正味財産合計	3,332,390	3,778,090	△ 445,700
負債及び正味財産合計	3,332,390	3,778,090	△ 445,700

2. 財産目録
令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	58,090		
普通預金 ゆうちょ銀行 (12210-19226361)	45,855		
通常郵便貯金 名古屋貯金事務センター (00820-3-27428)	3,228,445		
流動資産合計		3,332,390	
資産合計			3,332,390
II 負債の部			
1. 流動負債	0		
流動負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			3,332,390

3. 正味財産増減計算書
 令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受取会費			
正会員受取会費	1,805,000	1,705,000	100,000
賛助会員受取会費	520,000	580,000	△ 60,000
準会員受取会費	10,000	10,000	0
②受取入会金			
正会員受取入会金	28,000	31,000	△ 3,000
受取会費計	2,363,000	2,326,000	37,000
③事業収益			
協賛費・広告費収入	480,000	890,000	△ 410,000
セミナー参加費収入	1,079,403	369,646	709,757
事業収益計	1,559,403	1,259,646	299,757
④雑収益			
預金利子	6	5	1
寄付金	0	0	0
雑収入	180,716	33,180	147,536
雑収益計	180,722	33,185	147,537
経常収益計	4,103,125	3,618,831	484,294
(2) 経常費用			
①事業費			
セミナー開催費	1,009,760	249,487	760,273
定時総会開催費	143,576	66,510	77,066
編集広報費	1,076,687	1,027,422	49,265
組織強化関連費	333,525	31,920	301,605
災害対策特別支援費	0	4,000	△ 4,000
Yボード関連費	298,747	71,920	226,827
選挙管理費	110,860	0	110,860
中部臨床工学会関連費	40,000	1,229,218	△ 1,189,218
委員会関連費	101,020	0	101,020
事業費計	3,114,175	2,680,477	433,698
②管理費			
理事会開催費	578,120	552,175	25,945
事務局費	554,667	403,169	151,498
慶弔交際費	51,850	5,753	46,097
出張旅費	141,487	0	141,487
法人管理費	0	59,434	△ 59,434
管理費計	1,326,124	1,020,531	305,593
③雑支出			
払込料金負担	49,381	52,883	△ 3,502
諸会費	0	0	0
その他	59,145	31,410	27,735
雑支出計	108,526	84,293	24,233
経常費用計	4,548,825	3,785,301	763,524
当期経常増減額	△ 445,700	△ 166,470	△ 279,230
当期一般正味財産増減額	△ 445,700	△ 166,470	△ 279,230
一般正味財産期首残高	3,778,090	3,944,560	△ 166,470
一般正味財産期末残高	3,332,390	3,778,090	△ 445,700
II 正味財産期末残高	3,332,390	3,778,090	△ 445,700

4. 収支計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	決算額	予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①会費収入			
正会員会費収入	1,805,000	1,750,000	55,000
賛助会員会費収入	520,000	500,000	20,000
準会員会費収入	10,000	10,000	0
②入会金収入			
正会員入会金収入	28,000	20,000	8,000
会費収入計	2,363,000	2,280,000	83,000
③事業収入			
協賛費・広告費収入	480,000	200,000	280,000
セミナー参加費収入	1,079,403	500,000	579,403
中部臨床工学会収入	0	0	0
事業収入計	1,559,403	700,000	859,403
④雑収入			
預金利子	6	0	6
寄付金	0	0	0
雑収入	180,716	10,000	170,716
雑収入計	180,722	10,000	170,722
事業活動収入計	4,103,125	2,990,000	1,113,125

支出の部

科 目	決算額	予算額	増減
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
セミナー開催費	1,009,760	350,000	659,760
定時総会開催費	143,576	100,000	43,576
編集広報費	1,076,687	1,000,000	76,687
組織強化関連費	333,525	50,000	283,525
災害対策特別支援費	0	100,000	△ 100,000
Yボード関連費	298,747	100,000	198,747
選挙管理費	110,860	100,000	10,860
中部臨床工学会関連費	40,000	0	40,000
委員会関連費	101,020	0	101,020
事業費支出計	3,114,175	1,800,000	1,314,175
②管理費支出			
理事会開催費	578,120	500,000	78,120
事務局費	554,667	400,000	154,667
慶弔交際費	51,850	50,000	1,850
出張旅費	141,487	50,000	91,487
法人管理費	0	50,000	△ 50,000
管理費支出計	1,326,124	1,050,000	276,124
③雑支出			
払込料金負担	49,381	55,000	△ 5,619
諸会費	0	10,000	△ 10,000
その他	59,145	10,000	49,145
雑支出計	108,526	75,000	33,526
事業活動支出合計	4,548,825	2,925,000	1,623,825
当期一般正味財産収支差額	△ 445,700	65,000	△ 510,700
前期繰越一般正味財産収支差額	3,778,090	3,778,090	0
次期繰越一般正味財産収支差額	3,332,390	3,843,090	△ 510,700

監査報告書

一般社団法人
共益型三重県臨床工学技士会
会長 中村 博一 殿

一般社団法人
共益型三重県臨床工学技士会

監事 洲本 徹



監事 波田 光司



私たちは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度会計年度における一般社団法人共益型三重県臨床工学技士会の業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び定款第27条第5項に基づき監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 私たちは、理事会及びその他の重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検証した。
- (2) 私たちは、会計帳簿並びに関係書類など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の正確性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 計算書類は、法令及び定款に従い、本法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 事業報告は、法令及び定款に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

第2号議案 令和5年度事業計画及び収支予算承認の件

令和5年度事業計画

1. 学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業

【学術部】

- ・ 令和5年4月23日（日）Web開催
第5回循環器関連セミナーを開催する。
- ・ 令和5年6月25日（日）Web開催
第3回三重県臨床工学技士会学術集会を開催する。
- ・ 令和5年9月3日（日）Web開催
第1回手術部門セミナーを開催する。
- ・ 令和6年3月 Web開催
第19回呼吸療法セミナーを開催する。
- ・ 日時未定、場所未定
内視鏡関連セミナーを開催する。

2. 会報・会誌発行に関する事業

【編集委員会】

- ・ 令和5年5月 会誌31号を発行する。
- ・ 令和5年8月 会報61号を発行する。
- ・ 令和6年2月 会報62号を発行する。
- ・ NEWFACE 寄稿会員への謝礼として、技士会特製QUOカード及びセミナー・学会無料券を発行する。

【ホームページ委員会】

- ・ 第5回循環器セミナーの参加受講証のページ作成（パスワード付き）。
- ・ 第3回三重県臨床工学技士会学術集会の参加受講証のページ作成（パスワード付き）。
- ・ 第19回呼吸療法セミナーの参加受講証のページ作成（パスワード付き）。
- ・ Twitterのフォロー・フォロワー数の運営強化を図る。
- ・ Google、Twitterアナリティクスを使用しホームページ分析を行う。
- ・ 三重県臨床工学技士会セミナー、その他団体セミナー、賛助会員セミナー案内を強化し、会員の参加者を募る。
- ・ デザイン向上を図る

3. 組織力強化に関する事業

【組織強化委員会】

- ・ 告示研修の修了を推進できるよう、継続して各施設への情報提供・日本臨床工学技士会との連携等を行う。
- ・ 臨床の知識だけでなく、医療従事者として有用な情報の発信・セミナー等を企画する。

【中部ブロック組織委員会】

- ・ 中部ブロックの意見集約及び情報の共有化を進め、組織力強化を図る。

4. 関連団体との交流に関する事業

【防災対策委員会】

- ・ 行政との連携強化を図る。
- ・ 三重県透析研究会と協力し災害時情報伝達訓練を開催する。
- ・ 災害時における災害時情報伝達および収集活動をおこなう。

【Y ボード委員会】

- ・日本臨床工学技士会人材活性化委員会からの有益な情報等を会員へ周知・提供する。
- ・三重県内の地区ごとのWeb 意見交換会を開催する。

5. その他の事業

【選挙管理委員会】

- ・令和5年度は選挙の予定なし。

【理事会・総会・その他】

- ・理事会の開催（各月）、各委員会の開催（随時）
- ・令和5年4月27日（木）令和5年度 第1回理事会開催（メールリスト&Web会議）
- ・令和5年5月25日（木）令和5年度 第2回理事会開催（メールリスト&Web会議）
- ・令和5年6月25日（日）第8回（令和5度）定時総会開催（三重県教育文化会館&Web）
- ・令和5年6月25日（日）令和5年度 第3回理事会開催（三重県教育文化会館）

令和 5年度収支予算

一般社団法人 共益型三重県臨床工学技士会

5. 収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①会費収入			
正会員会費収入	1,850,000	1,750,000	100,000
賛助会員会費収入	750,000	500,000	250,000
準会員会費収入	0	10,000	△ 10,000
②入金収入			
正会員入金収入	20,000	20,000	0
会費収入計	2,620,000	2,280,000	340,000
③事業収入			
協賛費・広告費収入	300,000	200,000	100,000
セミナー参加費収入	800,000	500,000	300,000
中部臨床工学会収入	0	0	0
事業収入計	1,100,000	700,000	400,000
④雑収入			
預金利子	0	0	0
寄付金	0	0	0
雑収入	10,000	10,000	0
雑収入計	10,000	10,000	0
事業活動収入計	3,730,000	2,990,000	740,000

支出の部

科 目	予算額	前年度予算	増減
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
セミナー開催費	800,000	350,000	450,000
定時総会開催費	100,000	100,000	0
編集広報費	1,000,000	1,000,000	0
組織強化関連費	100,000	50,000	50,000
災害対策特別支援費	100,000	100,000	0
Yボード関連費	150,000	100,000	50,000
選挙管理費	0	100,000	△ 100,000
中部臨床工学会関連費	0	0	0
委員会関連費	50,000	0	50,000
事業費支出計	2,300,000	1,800,000	500,000
②管理費支出			
理事会開催費	500,000	500,000	0
事務局費	400,000	400,000	0
慶弔交際費	50,000	50,000	0
出張旅費	200,000	50,000	150,000
法人管理費	100,000	50,000	50,000
管理費支出計	1,250,000	1,050,000	200,000
③雑支出			
払込料金負担	55,000	55,000	0
諸会費	10,000	10,000	0
その他	10,000	10,000	0
雑支出計	75,000	75,000	0
事業活動支出計	3,625,000	2,925,000	700,000
当期一般正味財産収支差額	105,000	65,000	40,000
前期繰越一般正味財産収支差額	3,332,390	3,778,090	△ 445,700
次期繰越一般正味財産収支差額	3,437,390	3,843,090	△ 405,700

第3号議案 令和5年度・6年度役員選任・選定承認の件

一般社団法人共益型三重県臨床工学技士会定款施行細則 II. 理事・監事の選挙規定 第1条に基づき令和5年度・令和6年度の役員立候補者を募ったところ、立候補者は下記のとおりであり、理事、監事のいずれもが規定定数でありました。選挙規程第15条により、全員を無投票による当選者といたします。

1. 当選理事紹介（敬称略）

- ・長谷部 佑二 （鈴鹿腎クリニック）
- ・九鬼 弘和 （済生会松阪総合病院）
- ・秋田 展幸 （鈴鹿医療科学大学）
- ・佐生 喬 （三重大学医学部附属病院）
- ・上田 晃 （伊勢赤十字病院）
- ・中村 有希 （尾鷲総合病院）
- ・植木 直子 （鈴鹿回生病院）
- ・尾間 勇志 （津腎クリニック）
- ・小崎 勇司 （岡波総合病院）
- ・西村 直樹 （四日市羽津医療センター）
- ・佐々木 太一 （津腎クリニック）
- ・長尾 泰明 （松阪中央総合病院）
- ・久保 公俊 （市立四日市病院）
- ・三上 昌志 （津みなみクリニック）

2. 当選監事紹介（敬称略）

- ・波田 光司 （遠山病院）
- ・岩花 重樹 （三重中央医療センター）

3. 訂正事項

理事に立候補されました瀬崎奉洋さんが、他県へ移動となられたため理事を辞退されることとなりました、つきましては、理事14名・監事2名を選任いたします。

第4号議案 名誉会員の推薦承認の件

1. 理事会の推薦に基づき、中村博一さん（三重県立総合医療センター）を名誉会長とする。

【技士会経歴紹介】

- ・平成14年度～28年度：理事（15年間）
- ・平成29年度～令和4年度：会長（6年間）

《名誉会長推薦文》

当会の理事として永年に渡り理事及び会長等の会務を遂行してこられました。また、日本臨床工学技士会の代議員を務められ今日に至るまで会務に関する運営について賢慮を高めてこられております。中村さんのこれまでの功績と栄誉を称え、理事会で推薦いたします。

2. 理事会の推薦に基づき、板垣正幸さん（遠山病院）を名誉会員とする。

【技士会経歴紹介】

- ・平成10年度～13年度：監事（4年間）
- ・平成14年度～令和4年度：事務局長（21年間）

《名誉会員推薦文》

当会の理事として永年に渡り事務局長の会務を遂行してこられました。また今日に至るまで会務に関する運営について賢慮を高めてこられております。板垣さんのこれまでの功績と栄誉を称え、理事会で推薦いたします。

3. 理事会の推薦に基づき、澁本 徹さん（亀山市立医療センター）を名誉会員とする。

【技士会経歴紹介】

- ・平成16年度～28年度：監事（13年間）
- ・平成29年度～令和2年度：理事（4年間）
- ・令和3年度～4年度：監事（2年間）

《名誉会員推薦文》

当会の監事及び理事として永年に渡り会務を遂行してこられました。また今日に至るまで会務に関する運営について賢慮を高めてこられております。澁本さんのこれまでの功績と栄誉を称え、理事会で推薦いたします。

第5号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- ・事務局長の交代により、事務所の所在地を変更するためであります。
- ・事務局機能の強化および事務局長の負担軽減を目的として、副事務局長および財務理事の役職を新設するために役員の定数を変更するものであります。
- ・会員の種別を一部廃止および新設するものであります。
- ・現行定款につきまして、字句の誤字及び表記を修正するために変更を行うものであります。

2. 変更の内容

- ・変更の内容は、別紙（定款新旧対照表）を参照してください。

報告事項 定款施行細則追加・変更事項の件

- ・定款の一部変更により、定款施行細則を別紙（定款施行細則新旧対照表）のとおりといたします。

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1章 総 則</p> <p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 当法人は、主たる事務所を三重県津市<u>北丸之内92番地特定医療法人暁純会津クリニク</u>内に置く。</p> <p>第2章 会 員</p> <p>(種 別)</p> <p>第7条 当法人は、次の4種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「<u>法人法</u>」)という。</p> <p>第11条第1項第5号等に規定する社員とする。</p> <p>(1) 正会員 臨床工学技士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で当法人の目的に賛同する個人。なお、当法人の正会員は、日本臨床工学技士の会員になるものとする。</p> <p>(2) <u>育成会員</u> 当法人の目的に賛同する<u>学校法人法</u>に基づき、<u>臨床工学技士養成課程に所屬しているものとする。</u></p> <p>(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体。<u>なお、臨床工学技士の免許を有する者は賛助会員となることができないものとする。</u></p> <p>(4) 名誉会員 当法人に顕著な功勞のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者</p> <p>(入会) 【略】</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 当法人は、主たる事務所を三重県津市南新町17番22号特定医療法人同心会遠山病院透析室内に置く。</p> <p>第2章 会 員</p> <p>(種 別)</p> <p>第7条 当法人は、次の4種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「<u>法人法</u>」)という。</p> <p>第11条第1項第5号等に規定する社員とする。</p> <p>(1) 正会員 臨床工学技士の免許を有し、三重県内に在住、又は勤務する者で当法人の目的に賛同する個人。なお、当法人の正会員は、日本臨床工学技士の会員になるものとする。</p> <p>(2) 準会員 当法人の目的に賛同する個人又は臨床工学技士養成校の学生</p> <p>(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する個人、又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 当法人に顕著な功勞のあった者、又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者</p> <p>(入会) 【略】</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第 8 条 【略】</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 9 条 正会員、育成会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 名譽会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。</p> <p>(社員名簿)</p> <p>第 10 条 当法人は、正会員、育成会員、賛助会員及び名譽会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 3 1 条に規定する社員名簿とする。</p> <p>2 当法人の正会員、育成会員、賛助会員及び名譽会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、育成会員、賛助会員及び名譽会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 11 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。</p> <p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。</p> <p>(1) 死亡又は解散したとき。</p>	<p>第 8 条 【略】</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第 9 条 正会員、準会員及び賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2 名譽会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。</p> <p>(社員名簿)</p> <p>第 10 条 当法人は、正会員、準会員、賛助会員及び名譽会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 3 1 条に規定する社員名簿とする。</p> <p>2 当法人の正会員、準会員、賛助会員及び名譽会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」記載した住所又は正会員、準会員、賛助会員及び名譽会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。</p> <p>(退 会)</p> <p>第 11 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、当法人を退会することができる。</p> <p>2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。</p> <p>(1) 死亡又は解散したとき。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 正会員にあっては、臨床工学技士の免許を取り消されたとき。</p> <p>(3) 正会員、<u>育成会員</u>及び賛助会員にあっては、正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。</p> <p>(4) 法人法上の総社員の同意があったとき。</p> <p>(5) 除名されたとき。</p> <p><u>(6) 正会員にあっては、公益社団法人日本臨床工学技士会を退会したとき。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第12条 会員が次の各号の各号の一つに該当する場合には、法人法第49条第2項第1号の定めるところによる社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、社員総会において弁明する機会を付与しなければならない。</p> <p>(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2) 当法人の名誉を毀損したとき。</p> <p>(3) 当法人の目的に違背する行為があったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、正当な理由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により、除名の決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨を通知せしめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p>	<p>(2) 正会員にあっては、臨床工学技士の免許を取り消されたとき。</p> <p>(3) 正会員、準会員及び賛助会員にあっては、正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。</p> <p>(4) 法人法上の総社員の同意があったとき。</p> <p>(5) 除名されたとき。</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 会員が次の各号の各号の一つに該当する場合には、法人法第49条第2項第1号の定めるところによる社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、かつ、社員総会において弁明する機会を付与しなければならない。</p> <p>(1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。</p> <p>(2) 当法人の名誉を毀損したとき。</p> <p>(3) 当法人の目的に違背する行為があったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、正当な理由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により、除名の決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨を通知をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p>

定款新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(種別) 第25条 当法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 7名以上<u>17</u>名以内 (会長及び副会長を含む) (2) 監事 2名</p> <p>第5章 理事会</p> <p>(権能) 第32条 理事会は、理事の職務の執行の監督をする。 2 理事会は、法人法に規定する事項及び<u>この定款の別に規定するものほか</u>、次の事項を決議する。</p> <p>(委員会) 第40条 当法人は、事業推進のため必要と認めるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置することできる。 2 委員会の構成員、任務及び構成並びに運営に関する事項は、理事会の決議に基づき、これを定める。 3 <u>前各項に定めるものほか、委員会に関する事項は、別に定める。</u></p>	<p>(種別) 第25条 当法人には、次の役員を置く。 (1) 理事 7名以上15名以内 (会長及び副会長を含む) (2) 監事 2名</p> <p>第5章 理事会</p> <p>(権能) 第32条 理事会は、理事の職務の執行の監督をする。 2 理事会は、法人法に規定する事項及のほか、次の事項を決議する。</p> <p>(委員会) 第40条 当法人は、事業推進のため必要と認めるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置することできる。 2 委員会の構成員、任務及び構成並びに運営に関する事項は、理事会に決議に基づき、これを定める。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p>

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>II. 理事及び監事の選挙規程</p> <p>第12条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。</p> <p>2 理事 最大 <u>17</u>名 投票数は7名以上 <u>17</u>名以内に○を付ける。 監事 2名 投票数は1名で 上位2名を選出する。</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、2015年4月1日から施行する。</p> <p>この規定の第12条2項は、2016年6月5日追加した。 <u>この規定の第12条2項は、2023年6月25日改正した。</u></p> <p>III. 入会金及び会費規程</p> <p>第1条 定款第9条による正会員の当法人の会費は、入会金 1,000円、 年会費 5,000円とする。</p> <p>2 他道府県臨床工学技士の会員が当法人の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、 当法人の入会金のみとする。</p> <p>3 <u>査成</u>会員の会費は、入会金 1,000円、<u>年会費を1,000円とする。</u></p> <p>4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000円、団体会員 一口、<u>30,000円</u>とする。但し、入会金は免除する。<u>団体会員の年会費には、支払った年度分の会報誌掲載用広告費を含むものとする。</u></p>	<p>II. 理事及び監事の選挙規程</p> <p>第12条 選挙は、候補者について無記名投票により行い連記制とする。</p> <p>2 理事 最大 15名 投票数は7名以上 15名以内に○を付ける。 監事 2名 投票数は1名で 上位2名を選出する。</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、2015年4月1日から施行する。</p> <p>この規定の第12条2項は、2016年6月5日追加した。</p> <p>III. 入会金及び会費規程</p> <p>第1条 定款第9条による正会員の当法人の会費は、入会金 1,000円、 年会費 5,000円とする。</p> <p>2 他道府県臨床工学技士の会員が当法人の正会員になった場合、当該年会費が前所属臨床工学技士会に納付済みの場合は、 当法人の入会金のみとする。</p> <p>3 準会員の会費は、入会金 1,000円、年会費を個人会員 10,000円 (但し、正会員以外の臨床工学技士は5,000円)、学生会員 1,000円とする。</p> <p>4 賛助会員の年会費は、個人会員 一口、10,000円、団体会員 一口、20,000円とする。但し、入会金は免除する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。</p> <p>6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならぬ。</p> <p>第2条 会費の納入期は、次の通りとする。</p> <p>(1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。</p> <p>(2) 正会員、育成会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。</p> <p>付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。</p> <p><u>この規程の第1条3項及び4項、第2条(2)は、 2023年6月25日改正した。</u></p> <p>※ なお、準会員であった個人会員は、区分の削除に伴い賛助 会員の個人会員区分へ移行するものとする。</p> <p>IV. 会員の権能に関する規程</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 育成会員は、次の権能をもつ。</p> <p>(1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。</p> <p>(2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。</p> <p>(3) その他当法人の事業に参加する権利を有する。</p>	<p>5 入会金及び会費は、事務局へ納入する。</p> <p>6 退会しようとする者は、当該年度までの年会費を納入しなければならぬ。</p> <p>第2条 会費の納入期は、次の通りとする。</p> <p>(1) 入会者は、入会手続きと同時に入会金、及びその年度の会費を納入するものとする。</p> <p>(2) 正会員、準会員、及び賛助会員は年度開始前にその年度の会費を納入するものとする。</p> <p>付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。</p> <p>IV. 会員の権能に関する規程</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 準会員は、次の権能をもつ。</p> <p>(1) 総会に出席し発言権は有するが、議決権は有しない。</p> <p>(2) 当法人の発行する刊行物に投稿し、またこれを受領する権利を有する。</p> <p>(3) その他当法人の事業に参加する権利を有する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

定款施行細則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>第6条 【略】</p> <p>付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 この規定の第2条(2)は、2017年6月4日改正した。 この規定の第3条1項は、2023年6月25日改正した。</p> <p>IX. 正・<u>育成</u>会員の休会に関する規定</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>付 則 この規程は、2015年10月1日から施行する。 この規定の名称は、2023年6月25日改正した。</p>	<p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>第6条 【略】</p> <p>付 則 この規程は、2015年4月1日から施行する。 この規定の第2条(2)は、2017年6月4日改正した。</p> <p>IX. 正準会員の休会に関する規定</p> <p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>付 則 この規程は、2015年10月1日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>